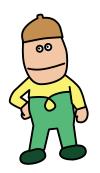
料金後納

ゆうメール







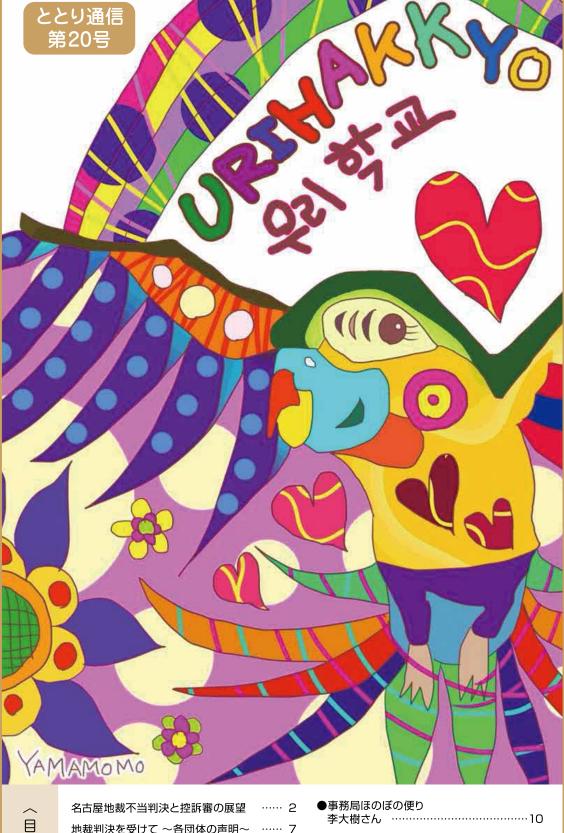




次

朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知 会報





●新・裁判応援グッズ紹介 ………11

●カンパのお知らせ・連絡先 …………12

地裁判決を受けて ~各団体の声明~ …… 7

「勝つまでは負けるんです」不当判決に際して 連帯メッセージ ………………………… 9

名古屋地裁不当判決と控訴審の展望

1 はじめに

2018年4月27日、名古屋地方裁判所は、愛知朝鮮高校「無償化」裁判について、原告敗訴の不当判決を言い渡しました。本判決は、全国で闘われている「無償化」裁判のうち、広島(敗訴)、大阪(勝訴)、東京(敗訴)に続く4件目の地裁判決となります(他に福岡訴訟が地裁係属中)。原告ら10名は、5月8日に控訴し、闘いの舞台は名古屋高裁に移りました。本稿では、名古屋地裁判決の判断のポイントと不当性、控訴審の展望についてお伝えします。

2 「無償化」除外の経緯

まず、提訴に至るまでの経緯を簡単に振り返ってみたいと思います。

民主党政権の目玉政策として実施された高校「無償化」制度は、それまで国費による支援を受けられなかった各種学校である外国人学校の生徒にも、学校教育法1条の学校(=1条校)である私立高校の生徒と同様に就学支援金を支給するという点で、画期的な制度でした。就学支援金の受給者はあくまで生徒ですが、事務費の軽減や生活費等への流用を防ぐため、該当の学校に生徒数に応じた就学支援金が払われ(学校による代理受領)、生徒の授業料がその分安くなるという仕組みが採用されました。

外国人学校については、「高等学校の課程に類する 課程を有する」ものが対象とされ、文部科学省令により、 (イ)大使館等を通じて当該外国の学校教育制度において高校相当と位置付けられていることが確認できるもの (韓国学校、中華学校など)、(ロ)文部科学省の指定する学校評価機関の認定を受けているもの(インターナショナルスクール)、(ハ)「高等学校の課程に類する課程を有する」ものとして、個別に文部科学大臣が指定する学校が対象とされ、朝鮮高級学校はハの枠組みで審査されることになりました。

朝鮮学校をめぐっては、高校無償化制度の開始当初より、拉致担当大臣による除外要請がなされるなど、政治外交的な理由による差別的取り扱いが取り沙汰され、 民主党政権は、政治外交上の理由を考慮しないことを政 府統一見解として表明するとともに、客観的・教育的判断に基づく指定がなされるよう、教育の専門家による審査基準策定のための検討会議が設置され、客観的・制度的な審査基準として本件規程が定められました。その際、外国人学校には、学習指導要領にとらわれない自由な教育活動が許されていることから、具体的な教育内容は審査の対象としないことも明らかにされました。

また、この規程に基づく審査の段階でも、政治的考慮 に基づかない教育的見地からの審査がなされるよう審査 会が設置され、審査会による朝鮮高校の審査がなされて きました。

そして、審査会の審査では、全部の朝鮮高校について、 規程の客観的要件はすべて満たしていることが確認され、 重大な法令違反も発見されませんでした。安倍自民党政 権が成立する前の最後(3ヶ月前)の審査会では、朝鮮 高校の指定を前提として、指定する場合の留意事項案も 検討されており、審査は終盤に差し掛かっていました。

しかし、2012年12月26日、安倍自民党政権が成立 すると、野党時代から自民党内の朝鮮高校排除論を主 導してきた下村博文氏が文部科学大臣となり、同月28日、 「拉致問題の進展がない」、「朝鮮総聯と密接な関係に あり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいる こと等から、現時点での指定には国民の理解が得られな い」として、省令ハを削除して朝鮮高校を不指定とする ことを表明します。同時に、政治外交上の問題は考慮し ないとした民主党政権時代の政府統一見解も廃止され、 審査会の審査も打ち切られました。

根拠省令自体をなくしてしまうという朝鮮学校排除の手法は、野党時代に、自民党の義家弘介参議院議員(後の文部科学副大臣)が提出した議員立法案にならったものでした。

このような事態を受けて、愛知「無償化」裁判の原告らは提訴を決意し、2013年1月24日、本訴を提起しました。民主党政権時代の延坪島事件を理由とする審査停止や審査の引き延ばし、自民党政権の省令削除までの一連の国の行為は政治外交上の理由に基づく「高校無償化」からの除外であって、朝鮮高校生の平等権、人格権、学習権を侵害し、生徒個人を支援することを目

的とする「高校無償化」法に違反することを主張し、精神的損害に基づく慰謝料を請求する訴訟です。

3 被告は訴訟で何を述べたか

提訴当時、本訴訟の主な争点として弁護団が想定していたのは、拉致問題等の政治外交上の理由に基づく省令の削除は、高校「無償化」措置と無関係の事項を考慮したもので、文部科学大臣が持つ裁量権を逸脱・濫用したものと言えるか、また朝鮮高校生側の損害はどのようなものであるか(経済的な損害のみならず精神的な損害を受けたことが認められるか)、といったことでした。

しかし、提訴後、2013年2月20日付けで愛知朝鮮高校に対してなされた文部科学大臣の不指定処分通知には、その理由として、省令ハを削除したことだけではなく、愛知朝鮮高校が「本件規程第13条に適合すると認めるに至らなかった」、「平成24年度の教員数が必要な教員数に満たない」と書かれていました。教員数については誤記があったと分かりましたが、規程13条については、文科省の言わんとすることがまったく分からない状況でした。学校側にとっても寝耳に水だったのです。

規程13条は、「前条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と定めています。この抽象的な文言からも、規程13条は客観的、具体的な審査基準とは考えられず、本訴訟に意見書を提出してくださった成嶋隆日本教育法学会理事長は、法的な拘束力のない訓示規定であるとされています。

しかし、被告は、この規程 13 条をテコにして、朝鮮 高校は朝鮮民主主義人民共和国(以下「朝鮮」)及 び朝鮮総聯と密接な関係があり、教育基本法の禁止す る「不当な支配」を受けているのではないかとの懸念が ある、就学支援金を流用するおそれもある、と主張して、 朝鮮高校の運営が適正であるか否かを本訴訟の争点に 設定せんとしました。

そして、文部科学大臣がそのような懸念を抱いた証拠として、根拠のない産経新聞の報道や、朝鮮総聯が民族教育を重視していることを示す公安調査庁の国会答弁や報告書(内外情勢の回顧と展望)、救う会や民団の要望書などの政治的な意図に基づく文書等を大量に証拠提出してきました。しかし、愛知朝鮮高校が法令違反を犯しているという具体的な証拠は何一つ提出できませんでした。

被告の訴訟戦略は、社会に渦巻く、朝鮮及び朝鮮総聯、朝鮮学校に対する差別と偏見を利用して、子どもの教育に対する差別という本問題の本質から裁判所の目を そらさせようとするものであったといえます。

その上、被告は、2017年7月28日に大阪朝鮮学園 が「高校無償化」裁判で全面勝訴すると、それまでの 主張をかなぐり捨て、結審2ヶ月前の2017年10月に、 朝鮮高校が規程13条に適合していると言えるためには、 ①外部団体・機関から不当な人的・物的支配を受けて いないこと、②就学支援金の流用のおそれがないことに 加えて、③教育内容が「伝統と文化を尊重し、それらを はぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重 し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う| 等と 定めた教育基本法の理念に沿ったものであること、④反 社会的活動を行う組織と密接に関連していないこと、とい う4要件を満たしている必要があるという全く新しい主張を してきました。そして、朝鮮高校の教科書の日本語訳や、 朝鮮学校とはまったく無関係な在日コリアン等の犯罪(マ ツタケの不正輸入等)報道等の書証を大量に追加提出 したのです。このような理由で朝鮮高校生の排除を正当 化しようとする被告の態度は、官製ヘイトスピーチと言って も過言ではありません。

被告が、従前の主張と矛盾する主張をしてでも、日本とはかなり異なる朝鮮の立場が反映された教科書の内容等を示すことにより、朝鮮学校の悪印象作りを企図したことは明白でした。

被告は一方で、省令ハの削除は拉致問題を考慮した ものではない、朝鮮高校の審査に限界があったため削 除せざるを得なかったのだと主張していました。

このように、被告は一貫して、明々白々な事実を否定 した上、何ら愛知朝鮮高校の具体的な違法行為は指摘 しないまま、文部科学大臣には、就学支援金の対象とな る外国人学校の指定に関して広い裁量権があり、「疑い」 から朝鮮高校を指定しないことも許されるという主張に終 始しました。

4 原告側の主張と立証

(1) このように、被告が朝鮮学校に対する差別と偏見を前面に押し出してきたことから、私たちは、日本社会の構成員としてこのような偏見とは無縁ではないだろう裁判官らに、無意識の偏見があるならば自覚してもらい、朝鮮学校の意義と学びの差別というこの問題の本質を理解しもらうことが、勝訴の最低条件になるだろうと考えました。

そこで、法的な主張とは別に、①朝鮮学校の成り立ちと現在に至るまでの発展の過程(植民地支配、祖国の分断及びそれに規定された日朝関係という条件下での朝鮮と朝鮮総聯による支援、協力関係の形成)と日本政府による弾圧の歴史、②日本社会における在日朝鮮人に対する差別意識の形成と変遷(植民地政策の形成期~現在まで)、その在日朝鮮人への影響、③日本における特異な「北朝鮮」嫌悪の存在と在日朝鮮人児童・生徒及び朝鮮学校への影響について、詳細に分析する書面を提出しました。

なお、大阪の「無償化」訴訟でも、①について同様の主張をしており、それが、朝鮮を祖国とする朝鮮高校の教育内容を権利の範疇として評価し、朝鮮総聯との関係を学校との協力関係と評価する判決につながったと思われます。

- (2) 憲法違反の主張との関係では、朝鮮高校において在日朝鮮人である原告らが、民族的アイデンティティを育むとともに、差別のない環境で学び人格を発展させていることについて、権利論の面では成嶋隆日本教育法学会理事長の意見書を提出し、実態の面では、文科省に提出された愛知朝鮮高校の申請資料、愛知朝鮮高校の参与観察を続け高3生の祖国訪問にも同行調査をされている山本かほり教授の意見書、板垣竜太教授の意見書(京都朝鮮学校へイトスピーチ裁判で提出されたもの)、原告らの陳述書の提出、原告本人の尋問によって明らかにしました。また、愛知朝鮮高校に対する検証の申し出が却下されたため、映画「蒼のシンフォニー」の朴英二監督のご協力の下、二日間の愛知朝鮮高校の全授業、全部活動、寄宿舎を含めた学校生活の映像を撮影し、証拠提出しました。
- (3) 省令ハの削除については、その違法性を正面から 認めた大阪地裁に提出された証拠と同じものが本訴でも 提出されています。
- (4) 規程13条に基づく不指定処分の違法性については、本訴で最も力点を置いて主張立証を行いました。被告が、生徒が「高等学校の課程に類する課程」で学んでいるかという「無償化」法の要件にはない、学校の運営体制を持ち出した上で、「不当な支配」や就学支援金の流用の懸念といった「疑い」のレベルで不指定としたことについては、その高校無償化法と教育基本法の解釈の誤りを指摘する成嶋隆教育法学会理事長の詳細な意見書を提出して、外国人学校に対する本国や同胞団体の関与を「不当な支配」として生徒への支援を切り

捨てていく法解釈の恣意性を明らかにしました。

また、愛知朝鮮高校に対する審査会の審査の経過や、 毎年行われる愛知県の指導検査の内容を明らかにして、 補助金が適正に管理されており法令違反の事実もないこ とを示し、海外の日本人学校や「無償化」された韓国 学校の運営、教育内容から、本国や在外同胞団体との 人的・経済的・教育内容面に渡る密接な関係が外国人 学校の通常の実態であることの立証にも注力しました。

最終弁論では、「高校無償化」制度の開始時期に文 科省内の責任者を務め、実際に検討会議の委員の人選 や朝鮮高校の実地調査にも当たった前川喜平元文部科 学事務次官の陳述書を提出して、従前の文科省内の議 論と、訴訟提起後の被告の主張が異なることや、審査 会の審査が前向きであったことを立証しました。

(5) 紙幅の関係ですべては書けませんが、全部で約300の書証を提出し、被告の主張のすべてについて詳細に反論、反証する訴訟活動を行いました。そのため、訴訟期間も5年以上に及ぶことになりました。

5 名古屋地裁判決の概要と不当性

(1) まず、名古屋地裁判決は、裁判所の判断の第一 に、規程13条に基づく不指定処分は適法か否かという 点を持ってきました。省令ハの削除により本件規程に基づ く不指定処分を行うことはできないはずであるという原告 の主張は明確な理由付けもなく退けられました。

そして、教育基本法の禁止する「不当な支配」とは、「一部の社会的勢力が教育に不当に介入することにより、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきものではない教育が、その本来の目的に従って行われることを歪められるような支配」をいうとした上で、愛知朝鮮高校と朝鮮総聯の関係を見ると、①学校の運営が理事会によって行われていないのではないか、②教科書の記述等の教育内容が「北朝鮮の最高指導者を個人崇拝し、その考えや言葉を絶対視するような内容のものになっている」のではないかと合理的に疑わせる事情が存在し、不当な支配を疑うべき事情があった、と結論づけました。

このように名古屋地裁判決は、被告の訴訟の最終盤における新たな主張と証拠にのっとって、国家権力である文部科学大臣が、就学支援金支給の際の外国人学校の指定に当たり、教育内容を判断材料とすることを真正面から認めたのです。この点は、文部科学大臣の広い裁量を認めて、産経新聞等の根拠薄弱な証拠から被告の言い分を認めた広島、東京判決と比べても、特筆

すべき不当な点と言えます。

そもそも外国人学校では、学習指導要領に拘束されない自由な教育を行うことが認められており、むしろ、そのような教育を行うために、私学助成を受けられないという経済的な負担に甘んじても、各種学校に止まっているわけです。各種学校には、教育基本法 14 条の政治的中立性も求められていません。

また外国人学校を含む私立学校では、生徒・保護者のニーズに応じた宗教教育を含む独自のカリキュラムが認められており、その点にこそ私学の意義があります。それを文部科学省が「一方的に偏った」などと評価し、財政措置を左右できるとすれば、私学教育への介入に歯止めがかからなくなり、日本の教育法制自体を揺るがしかねません。

外国人学校は、単なる文化教室ではなく、その国の 公民教育を行うことも認められているのであり、日本と政 治社会体制の異なる国の学校の生徒にも自国について 学ぶ権利があります。これは、海外でも言えることで、海 外に多数ある日本人学校は、どの国にあっても日本の検 定教科書を用いた授業を行い、教員派遣などの支援を 政府から受けています。その中には中国を含め、日本と は異なる政治社会体制を持つ国も複数あります。

朝鮮高校の生徒・保護者は、朝鮮高校における独自の民族教育を求めて、任意に朝鮮学校を選んで入学しています。その生徒・保護者、また実際に教育を担う教員らが問題としていない教育内容を捉えて、文部科学大臣が、「上から」教育内容の当不当を判断することは、それこそ教育現場への権力的な介入であり、教育基本法が守らんとする教育の自主性を侵すものであることは明白です。教育基本法の「不当な支配」禁止条項自体、戦前の軍国主義教育への反省から公権力による教育現場への介入を阻止することを第一の目的とするものであり、生徒や教師が問題としていない教育内容を、公権力が問題視して不利益を与えるというのは本末転倒としかいいようがありません。

名古屋地裁判決の不当性は、この点に集約されると 言っても過言ではない程、このような判断には問題があり ます。

(2) なお、名古屋地裁が、学校運営が理事会によって行われていないのではないかとする根拠は、(i) 朝鮮総聯のホームページの記載(誤りであるとして学校側の申し入れにより修正されたもの)、(ii) 理事会議事録のうちの一部の事務的な不備等、(iii) 朝銀の破綻により整理

回収機構 (RCC) に譲渡された 1999 年以前の学校運営資金の借り入れの中に、愛知朝鮮学園ではなく学校教育会名義の借り入れがあることです。教育会は総聯の傘下団体であり、これらの事実から、理事会ではなく、総聯の関連団体による運営が疑われるとしているのです。

これらの事実は、審査会の審査によって、文部科学 省は早い段階から把握していた事実ですが、審査会では 「重大な法令違反」に当たる事実はないと結論付けられています。名古屋地裁判決の判断は、教育行政が教育的見地から中立公正に行われるために設置された専門家による判断を軽視するもので、現在の学校運営には関係のない過去の事実まで取り上げて被告を勝訴させたい思惑が透けて見えます。

(3) 省令ハの削除については、「下村文部科学大臣の記者会見における発言等によれば・・・本件不指定処分をした背景には、朝鮮高校が本件規程13条に適合すると認めるに至らないという判断だけでなく、朝鮮高校を支給対象校とすることが拉致問題との関係で相当ではないという考えもあった」、「拉致問題が不指定の理由にならないことは、原告らの主張のとおり」と認定したにもかかわらず、文部科学大臣としては、「不当な支配」の問題からいずれにしても不指定処分をせざるを得なかったのであり、拉致問題を考慮したことによって結論が左右されたわけではないから、違法とはならないと判断しました。

判決は、省令ハが削除されたら省令ハの下位の規程 も当然存続し得ないという矛盾を看過し、省令ハの削除 と、後付けの訴訟対策でしかない規程 13 条違反を並列 的に解釈するという誤りを犯しています。

もしも、規程 13 条違反で朝鮮高校を不指定にできるのであれば、何故朝鮮高校の除外を熱望していた下村博文文部科学大臣はわざわざ省令ハを削除する必要があったのでしょうか。後に文部科学副大臣となった義家弘介議員は、民主党政権下で審査が進むと朝鮮高校が「無償化」されてしまうという危機感も露わに、法律自体を変えて朝鮮学校が無償化される根拠事態をなくそうと画策していました。そして、下村博文文部科学大臣は、このような自民党時代の案を実践するものとして、省令ハを削除することを記者会見で明言しています。規程 13条は、省令ハの削除にあわせてひねり出された不指定理由に過ぎないのです。

(4) 「無償化」除外が憲法又は国際条約に違反する かについては、個人が自身の民族の歴史に触れ、民族 の文化を享有し、自民族の言語を使用することは、個人 の人格的生存にとって必要不可欠なことといえるから、こ のような機会を妨害されない権利は、幸福追求権を定め た憲法 13条、教育を受ける権利を定めた憲法 26条1 項の趣旨に照らして十分尊重されるべきであり、原告ら にとって、同胞が共に学ぶ朝鮮高校で民族教育を受け、 自己の民族的アイデンティティを確立することは人格形成 にとって極めて重要であるともしました。しかしながら、結 論としては、就学支援金の不支給によって、年額11万 8000円の就学支援金が受給できないだけであり、朝鮮 高校側の教育の自由や、生徒の朝鮮高校で学ぶ自由が 法的に規制されるわけではなく、国民の租税負担のもと に行われる制度において、学校運営の適正性に疑いの ある学校における就学を支援対象としないことはやむを得 ないとして、憲法違反は認めませんでした。名古屋地裁 は、経済的理由から授業料の安い高校に行かざるを得 なくなり、民族教育を受けられなくなる生徒が出る可能性 まで認めながら、学校の運営に関し何の責任もない生徒 が不利益を受けるという高校無償化法の運用を追認した のです。

人種差別撤廃条約委員会や社会権規約委員会が、 「高校無償化」除外を差別であると認め、就学支援金 の支給を勧告したことに対しても、これらの勧告には日本 政府に対する拘束力がないとして、人種差別撤廃条約 及び社会権規約への違反を認めませんでした。

このように、名古屋地裁判決は全体として、高校無償 化法が目的とした生徒の教育における機会均等という法 の目的を蔑ろにし、朝鮮学校に対する偏見を全面的に利 用した被告の訴訟戦術に対して無批判に追従したものと いえます。何よりも、在日コリアン三世、四世である原告 らが、植民地支配とそれに起因する南北の分断、居住 国日本と朝鮮の間の不正常な関係に規定される在日朝鮮 人の運命のもとに歩みながら、朝鮮人として主体的に生 きようと朝鮮高校での学びを選択したことに対する歴史的 視座の欠如、在日朝鮮人に対する日本の在り方への内 省を欠く傲慢がこの不当判決の根底にあるといえます。

6 控訴審の展望

名古屋地裁判決は、省令削除の背景に拉致問題の 考慮があることを認めました。このように、行政処分にお いて本来考慮すべきでない事情を考慮することを「他事 考慮」といい、法を適正に執行すべき行政庁の裁量を 濫用するものとして違法となります。

地裁判決はこの点、朝鮮高校は、どうせ規程 13 条に

基づき不指定となるのだから、省令ハの削除の違法性を 判断する必要性はないとして、違法か否かを判断してい ません。

しかし、あくまで本件規程は、省令ハの下位規定として設けられたものなので、省令ハがなくなれば当然存続できません。したがって、省令ハの削除と本件規程に基づく不指定処分は論理的に両立しないのです。

この二つの不指定処分の関係について、東京「無償化」裁判を審理している東京高等裁判所では、裁判長から被告に対し、被告は一審を通じてこの点を明らかにしていないが、きちんとこの二つの不指定処分の関係を明らかにすべきである、この点が訴訟の帰趨の分水嶺となり得る、との釈明を行っています。愛知訴訟でも、この論理矛盾について、高裁において厳しく追及していく必要があります。

そして、朝鮮高校の教科書の記述などの教育内容に 踏み込んで、文部科学大臣が朝鮮総聯による「不当な 支配」を認定し、就学支援金を与えないことを容認した 点については、教育行政学の研究者の先生に、その不 当性を明らかにするための意見書の執筆をお願いしてお り、控訴審の第1回口頭弁論の前に提出する予定です。 また、宗教学校や他の外国人学校においても、運営母 体となっている宗教団体等との密接な関係に基づき、独 自のカリキュラムに基づいた様々な教育実践がなされてお り、日本の私学法制はその多様性を保護していることを 明らかにするための立証活動を行います。控訴審の闘い は、外国人学校、私立学校の自主性を守るための闘い であり、このような見地から更に訴訟支援の輪を広げられ るよう努力いたします。

愛知朝鮮高校を設置する愛知朝鮮学園において、適 正な学校運営がなされていることもさらに子細に明らかに していく予定ですが、この点については、文部科学省 の設置した審査会の尊重が「無償化」法上も求められ ていることを再度展開していくことが大切であると考えて います。

前川喜平元文部科学事務次官の陳述書については、 名古屋地裁判決は、証人尋問を経ていないので信用性 がないとしました。立法実務に省内の責任者として携わら れた前川元事務次官の証言は、本件の事案解明に欠か せないものであり、控訴審において証人申請を行います。

この不当判決を必ず覆すべく、当弁護団は全力を尽く して参りますので、引き続き皆様の厚いご支援をお願い いたします。

地裁判決を受けて ~各団体の声明~(2018年4月27日)

原告

怒りを持って、この場に立っています。

私は本日の我々原告の請求を棄却した名古屋地方裁 判所の判決に強い憤りを覚え、怒りに震えています。決し て受け入れられない事実です。

国や行政が率先して反朝鮮学校・反民族教育の旗頭 となり、世の中にはヘイトスピーチ、ヘイトクライムがはびこ るような社会が作られようとしています。

人権をないがしろにした法律とはいったい何のために存 在するのでしょうか。

この間、私たちは朝鮮学校の生徒たちだけが高校無 償化制度から除外されている現実を怒りと悲しみを持って 受け止め、それを必ずや正すことに心血を注いできました。

また、現在に至ってもなぜ自分たちだけが無償化の対象から外されたのか理解できないまま、多くの朝鮮高校の同級生や後輩たちと共にやるせない気持ちで生きてきました。

街頭に立ち、みずからが声を上げこの現実の不当性を 強く訴え高校卒業後の大学生活においても社会生活を始 めたのちにも、一枚のビラを受け取ってもらうために何度 声を上げ、その声が届くことだけを信じてきました。

ビラを受け取ってもらえず、悔しい思いもし、心無い人からは、何度となく罵声を浴びることもありました。

しかし、日本の多くの方々が、同じように差別に対して 怒りの声を上げてくださり、多くの励ましを受けながら今日 に至りました。

私たちは、今回の不当判決に激しい怒りを持って強く 抗議します。ただちに控訴し最後まで、勝利のその日まで 闘い続けます。

未来は必ず希望に満ちていると同級生や後輩たちに伝えるために、誰もが学ぶ権利と機会を持ち堂々と社会で生きていける世界のために闘い続けます。

これからもみなさまのご支援をよろしくお願いいたします。

本日の判決に接し、私たちは深い悲しみと湧き起こる憤 りを禁じえません。

朝鮮高校生が、≪高校授業料無償化≫から除外されるのは重大な憲法違反であり不当な差別だとして日本国を訴えた裁判に、きわめて不当で冷酷な判決を名古屋地裁が下しました。

5年前、日本政府を相手に勇敢にも原告となって立ち上がった10名の在校生たちは、2013年に提訴し、26回に及ぶ口頭弁論を経て本日を迎えることとなりました。

この間、私たちは安倍政権のもと、生徒たちには何の 関係もない政治問題を口実に、朝鮮学校だけを無償化 制度から除外し補助金をカットするなど冷酷な所業を目の 当たりにしてきました。

《高校授業料無償化制度》の画期的な点は、無償化の対象を1条校に限らず、「各種学校」にまで広げたことです。朝鮮学校も当然その中に入ります。そこに「朝鮮との関係」などという「政治・外交問題」が入り込む余地はありません。しかし、一貫して日本政府の「朝鮮敵視政策」の犠牲になり、生徒たちの学ぶ権利は侵害され蹂躙されてきました。

日本の子どもたちが、豊かな日本人として育てられなければならないのと同じように、朝鮮の子どもたちも、やはり豊かな朝鮮人として育てられなければならないことは、単純明快な自明の理であり、当然すぎるほどの権利であり、切実な要求です。その場所が朝鮮学校にほかなりません。

「日本」にも「朝鮮」にも「世界」にも、そこには「同じ」子どもたちがいて、皆が将来への夢と希望にその胸をときめかせています。すべての子どもたちが「日本の子どもたち」と同じく祖国を知る権利、民族を誇る権利、世界に羽ばたく権利が、平等に与えられるべきです。

生徒たちは多くの時間を割いて、街頭に立ち、自らのルーツや言葉を学ぶという基本的人権が侵されている現実を訴え、また、親たちに重くのしかかっている教育費の負担が軽減されるようにとの声が届くことを信じて、ビラを配り署名活動をやってきました。しかし、国連人権理事会の対日人権審議会などでの度重なる勧告にもかかわらず、朝鮮学校は高校無償化制度の対象から唯一除外されているのです。

私たちは、本日の不当な原告敗訴判決を到底受け入れることはできません。

私たちの裁判運動が、必ずやすべての朝鮮高校の授業料無償化への道を開き、停止している「就学支援金」が過去に遡り支給されるよう補償し、国や行政による「民族差別」、ひいては朝鮮学校の存在そのものを事実上否定する不寛容で非民主的な教育行政が是正され、「未来ある若者」の学ぶ権利を保障するものとなるまで私たちは決してひるむことも諦めることもありません。

日本国政府は、朝鮮学校だけを高校無償化制度から 排除することを是認した本日の不当な判決が日本の恥辱、 国際的な恥辱だと認めざるを得なくなることでしょう。

最後になりましたが、この不当な差別に対し、憲法違反の差別・人権侵害を許してはいけないという一般論にとどまらず、自分たちの重大な問題として関わって下さったすべての方々に敬意を表します。日本の政治・社会に根深く残る無反省のままに清算されていない植民地意識が、朝鮮学校をはじめ在日朝鮮人に対する差別、さらには朝

鮮に対する予断と偏見の根源であることを、深い洞察、 または人間的直観によって看破された多くの日本の方々 が、私たちの裁判運動を支え、惜しみなくご協力下さった ことに心からの感謝を表します。

私たちは、今、「闘いはこれからだ」と決意を新たにしています。これまで通り、「弁護団」の方々、「無償化ネットワーク愛知」のみなさん、愛知はもとより日本全国から裁判に駆けつけてくださった心ある方々、激励のメッセージを寄せてくださった皆さんや韓国の市民運動活動家たち、これらすべての人々の大きな支援を揺るぎない力にかえて、国家による「民族差別」の是正と「就学支援金」支給の保障を強く求めてまいります。

これからも寛容で公正な日本社会を目指して、子どもたちの未来をより輝かしいものにするために共に闘っていきましょう。

朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知

8

愛知朝鮮中高級学校の学生·卒業生が原告となり、「高校無償化」からの排除の不当性を訴えて、日本国を相手に闘ってきた裁判、2013年1月24日に5名が提訴、さらに同年12月19日に5名が提訴し、10名の原告を中心として、26回にも亘る口頭弁論を闘ってきた裁判に、名古屋地方裁判所は、本日、不当にも原告敗訴の判決を下した。原告たちの声に耳を貸さず、「高校無償化」法の趣旨を顧みず、子どもたちの人格をはぐくむ民族教育の意義を無視する不当判決に、私たちは怒り、抗議する。

裁判では10名の原告全員が意見陳述を行った。裁判所は何を聞いていたのか。1人の原告が勇気と決意を持って証言台に立った。裁判官は何と向き合ったのか。無償化療団は、朝鮮高校生への無償化適用の除外は、憲法に保障された権利の侵害であり、民族差別であり、民族教育への弾圧であることを、明確に緻密に立証してきた。しかし裁判所は、朝鮮高校現地に出向く検証を拒否し、下村博文文部科学大臣(当時)らの重要証人を却下した横暴に示されたように、この裁判に正面から向き合おうとはしなかった。人権の砦であるべき裁判所が、原告たちの声より、真実の立証より、平気で人権を踏みにじる国の意向に従う姿は哀れであり、憤りを禁じ得ない。

2010年に朝鮮高校が「高校無償化」から外されて以来、朝鮮高校生たち自身はもちろん、卒業生、家族、教

員、支援者らが多くの時間を割いて、署名、街頭宣伝を はじめ、さまざまな形で行動し、問題を訴えてきた。日本 政府よ、いつまで学生たちにこんなことをさせるのか。日本 政府は一刻も早く過ちを認め、朝鮮高校生にも「無償化」 を適用して就学支援金を支給し、安心して民族教育を受 けられる環境を作るべきであることを、改めて訴える。

この不当判決は日本社会の現状を映す鏡である。朝鮮高校を「無償化」から除外した日本政府による「公の」民族差別は、各地の自治体が朝鮮学校への補助金を減額・停止する引き金になり、2016年3月29日の文科省通知がこの差別・弾圧の流れに拍車をかけた。こうした朝鮮学校で学ぶ学生たちへの差別、民族教育への弾圧に対して、抵抗の声をあげない日本社会は、民族差別を歴史的に抱え込み、内在化している事実に気づこうとしない。だから裁判所は、臆面もなく国におもねる不当判決を下せたのだ。この不当判決が、日本社会にある差別を助長するようなことがあってはならない。

私たちは負けたのではない。正当性が原告たちに、私たちにあることは初めから明らかだ。今日の判決は真の勝利にいたる過程にすぎない。十のデマ記事が裁判官の目を曇らせるならば、私たちは千の声で裁判官の耳を啓こう。朝鮮高校への「無償化」適用を求める全国の闘い、東京・大阪・広島・福岡の各地での裁判闘争と連帯し、私たちは最後の勝利まで闘い続けることをここに誓う。

「勝つまでは負けるんです」不当判決に際して

4月27日、板門店で南北両首脳が歴史的な一歩を踏み出した日。

名古屋地裁に集まった500人に及ぶ人びとは怒りと悲しみの涙を流しました。

たった数秒の判決読み上げ。裁判所内で傍聴する人、裁判所の外に集まった人からは次々と怒声があふれました。 その後の報告集会には全国の支援者の方が駆けつけてくださいました。また、無償化裁判を闘っている東京、大阪、広島、福岡各朝鮮学校のオモニ会、さらに京都朝鮮中高級学校のオモニ会も参加いただきました。不当判決への悲しみさえ吹き飛ばすようなオモニたちの力強い言葉に、会場にいるすべての人が最後まで闘っていくと決意を新たにしました。

9

今回は、報告集会に参加した在日本朝鮮青年商工会のみなさまからの連帯メッセージを紹介します。

連帯メッセージ 無償化裁判判決報告集会に参加して

愛知県青商会会長 朴熙正

私が今回の報告集会に参加をして最初に感じたのは、恥ずかしさでした。ウリハッキョに子供を通わせる親として、朝高生たちの先輩として、今まで無償化裁判の問題にしっかりと関わってこなかったことに対して、恥ずかしくなりました。同時に、子供たちと弁護士の先生、支援をされている皆さまへの敬意を感じました。

子供たちが当たり前の権利を獲得するためにがんばっているのに、弁護士の先生方が自分のことの様に裁判に臨んで涙しているのに、オンマたちと共にたくさんの同胞、日本の友人の方々が一所懸命支援をしているのに、私は特に何もアクションを起こせずにいたのでした。

今回、私たち青商会では「子供たちの輝ける未来にために!」というスローガンの下、民族教育支援について改めて考え、裁判支援をすることも民族教育支援において重要なことという認識を共有しました。そして、愛知県青商会の中で判決報告集会への参加を呼びかけ、30名が参加しました。

報告集会に参加した会員たちは、「自分が思っていたよりも、 大変なことだと気付いた」、「オンマたちや日本の先生たちが がんばっているのに、自分は何をしているのか」、「青商会とし て裁判について学ぶべきだ」などと感想を述べ、今後裁判 支援活動に取り組む必要性を感じたようでした。

私は、報告集会に参加をして、改めてこの裁判闘争の意味を考えました。日本政府による故意的としかいいようのない無償化外し、政府の判断を肯定する裁判所、そして朝鮮学校が無償化されないことが当たり前という世論を作るマスコミ。まぎれもなくこの裁判は、在日朝鮮人の子供たちが、民族を知り、民族を守り、民族の一員として育つことを邪魔するものとの闘争であり、在日朝鮮人の子供たちが、「学ぶ」という当たり前の権利を勝ち取るための闘争であると再認識しました。

愛知県青商会は、今後、裁判支援はもちろん、無償化適 用を求めるアクションに積極的に参加をしていきます。 1世、2世は、当たり前の権利を闘争を通じて獲得しました。私たちもこの闘争で子供たちが朝鮮人として当たり前に学ぶ権利を必ず獲得しましょう!

最後に、これまで裁判に関わってきた皆さまに、感謝と敬意 を込めて、この闘争で勝利するまで共に闘い続ける決意を込 めて、連帯のメッセージとさせていただきます。

青商会の活動について

愛知県青商会幹事長 金栄大

私たち青商会は、「豊かな同胞社会のために!」、「子供たちの輝ける未来のために!」、「広げよう!青商会ネットワーク!」をスローガンに活動する30代を基本とした青年団体です。

現在、愛知県下の11地域に拠点を置き、ウリハッキョ 支援活動、土曜児童教室〈サラン学園〉の運営や、 会員家族交流イベントの企画、経営セミナーなどの活 動を行っています。

青商会だけではなく、地域同胞社会を盛り上げるため に各地域の同胞イベントにも積極的に参加しています。

青商会では現在、地域活性化を重視し、各地域で 活動を盛り上げていっています。

子供たちの輝ける未来のために、無償化裁判闘 争はもちろん、民族教育を共に固守発展させていきま しょう!



ほのぼの使り



李大樹

こんにちは。5月7日のネットワーク愛知の総会で新しく事 務局に加わりました、愛知朝鮮中高級学校の教員の李大樹 (リ・テス)です。4月からネットワーク愛知の事務局会議に 参加させていただき、事務局の方々の熱い気持ちにすでに 沢山の刺激を貰っています。これから自分が教員として出来 ることを考え、少しでも皆様の力になれる様に必死に頑張り たいと思います。

愛知朝鮮中高級学校で教員を始めて今年で5年目にな り、今年度は愛知朝鮮中高級学校が学校創立70周年を迎 えました。ちょうど 10年前の学校創立 60 周年の時、私は愛 知朝鮮中高級学校の高校3年生でした。10年前は学生とし て、今年は教員として学校行事に携わり感慨深く思います。 私が教員を目指そうと思ったルーツとなるものは思い返せ ば、やはり母校にありました。生徒会の役員活動、60周年記 念大運動会、60周年記念公演等を通じて学生ながら将来の 事について考え、在日社会と共に歩み自分が在日社会の為 に貢献していこうと漠然とながらも思い、朝鮮大学への進学 を決意しました。そして教員になろうと決心したのは、愛知 朝鮮中高級学校での教育実習でした。未熟な自分を熱心に 指導してくれた当時の教員達、そしてなにより母校に通う学 生たちとふれあう過程を通じて教員に対する魅力と、自分も 民族教育に携わっていきたいと強く感じる様になりました。 3週間の実習を通じてこれまで漠然としていた思いが、明確 になり自分を育ててくれた朝鮮学校の為に教員として自分 の出来ることをやって行こうと決心しました。

高校無償化裁判は自分が大学生の時に始まり今に至って います。学生たちも裁判に勝つために毎年のように街頭宣 伝や署名活動、生徒会による学習等を行い 自分たちがやれる事を考え活動しています。 4月27日の地裁判決では朝鮮学校の教育内 容に踏み込んだ、到底許すことのできない判

決がくだされました。

1945年8月15日に朝鮮が日本の植民地から解放され当時 の在日朝鮮人たちは帰国することもかなわず日本に定住す るようになり、国語講習所から始まった民族教育も次第に学 校教育へと発展してきました。そして1世、2世の同胞たちが 守ってきた民族教育が今は3世、4世に引き継がれていま す。私自身この引き継がれてきたバトンを次の世代にしっか りと渡すことが自分のやるべきことだと思います。1世、2世 の在日同胞たちは 4.24 阪神教育闘争でもわかる通り日本 政府の差別と弾圧に屈することなく民族教育を守ってきま した。そこから70年たった今でも日本政府の民族教育に対す る差別政策は何一つ変わっていません。そして解放後70年間 の中で、日本政府が在日朝鮮人に対して与えた権利は一つ もなく、JR 定期券の学割適用や、朝鮮学校の公式戦の参 加資格獲得など当時の在日朝鮮人の闘争によって勝ち取っ てきました。

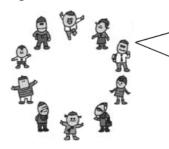
11年ぶりの南北首脳会談が行われ、歴史上初となる朝米 首脳会談が6月に予定され朝鮮半島情勢がめまぐるしく変 化していく中で、遠くない未来に必ず在日朝鮮人が日本で差 別なく暮らしていける時代が来ると思います。その日を1日で も早められるようにこれから時代の流れに逆行する日本政 府の差別政策に抗い闘い続けなければいけません。

朝鮮学校に通う学生たちはこれから輝いていくダイヤの 原石のような存在です。学生たちの明るい未来の為にも無 償化闘争は必ず勝利しなければいけないと思います。これか らも皆様の熱い応援とご協力をお願いします。共に頑張りま

裁判応援グッズをリニューアルしました!

◆クリアファイル2枚セット ·····500円

◆オリジナル付箋 ······300円



「トトリと愉快な仲間たち」は「朝鮮学校無償化ネット愛知」の マスコットキャラクターです。トトリくん、トリ、トト等のたくさんの 仲間や友達がいます。「朝鮮高校無償化ネット愛知」の活動をみんなに 知ってもらえるようにマスコットキャラクターを作りました。 どんなに転がっても起き上がる絶対に諦めないという思いを込めて 「トトリ(どんぐり)」にしました。 【金鐘日】



どんな逆境でも力強く羽ばたけ!空(未来)は明るい! 【やまもも】



作品のコンセプトは「太陽はおまえたち(ウリハッキョ)の味方だよ!」 です。太陽の顔は朝鮮のユニークなお面をモチーフにしました。 仏の作品に「のびのびトートバッグ」があるのですが、それを作成した時と 同じ気持ちです。その時のコンセプトは以下の通り。

「世界中のこどもたち このたいへんな世の中に生まれてきた いとおしい おまえたち いじわるや 悪い大人なんかに負けるなよ そんなものは ぶっとばしてやれ どんな姿かたちだろうと気にするな いのちいっぱい 怒って笑って 堂々と生きる

大人がつくったこの社会 オトシマエは大人がつける 心配するな だいじょうぶだよ」【Kumi】

すべてのファイルの事にあるのは、朝鮮高校無償化ネット受知 のロゴマークです。以前、朝鮮高校無償化ネット愛知事務局 メンバーの何人かが、あるイベントで「우리(ウリ)」を モチーフにしたロゴを使用したことがありました。そのロゴの作者は 次のように説明します。 「ハングルの우리(ウリ)をモチーフにデザインしました。

その作品への思いは、ウリは日本語で「私たち」という意味で、 朝鲜半島でもとてもよく使われる言葉です。 私たち(We)としてだけではなく、私たちの(our.mv)の意味でも よく使われます。たとえば自分の母親=「ウリオンマ」、 自分の通う学校=「ウリハッキョ」、自国「ウリナラ」。 ウリという言葉は温かみ、情に溢れてます。 人の形になっている「우리」は、

友好·発信·気づき·明るさを表しています。【Hitomi】

そして、それをこの度、ののこさんというイラストレーターに 修正をしていただき、朝鮮学校無償化ネット愛知のマスコット 「トトリ (どんぐり)」をひとつのモチーフにした ロゴに生まれ変わりました。ののこさんの制作の言葉です。 「どんぐりから小さな希望の木の実となり、 この土地に根をはり、幹を太くして枝を広げ、また木の実を実らせる。 子どもたちの人権を大切にする人の輪がどんどん広がっていくように 思い込めて制作しました。【ののこ】



それぞれのデザイン、可愛がってやってください

購入希望の方、または、集会などの折に販売にご協力いただけるようでしたら、次ページ連絡先までご一報ください。

みなさまのご協力をお願いいたします。

わたしたち「朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知」(朝鮮高校無償化ネット愛知)は2010年5月に結成されました。

提訴してから5年、今回の地裁での不当判決を受け、原告は2018年5月8日に控訴の手続きをしました。裁判は高等裁判所へとステージを移し、当たり前の権利を勝ち取るその日まで朝鮮高校生たちの闘いは続きます。無償化ネット愛知では、愛知朝鮮高校生の「無償化」裁判をさらに熱く、厚く支援していきます。

会費納入およびカンパのお願い

朝鮮高校無償化ネット愛知では、朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国家 賠償請求訴訟への支援のために、『ととり通信』の発行(年3回・瓦版は裁判終 了後)のほか、さまざまな集会、学習会、街頭宣伝、署名、広報リーフレットや応援 グッズの作成など多彩な活動を行っています。

特に訴訟には、原告裁判参加費(交通費)、裁判実務費、広報費、報告集会費などの多額の費用がかかります。

これらの活動に必要とされる費用は、みなさまの会費及び賛同者の方々のカンパによって賄われています。みなさまのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いします。

〈会費〉1,000円/年 会費とカンパのお振込みは、下記の郵便振替口座または預金口座となります。

①郵便振替払込口座

〈口座番号〉 00810-9-198143

②他金融機関からゆうちょへの振込

〈銀行名〉ゆうちょ銀行 〈店名〉089(ゼロハチキュウ) 〈店番〉089

〈預金種目〉当座預金 〈口座番号〉0198143

※①②とも〈名義〉朝鮮高校無償化ネット愛知

【連絡先】 愛知県豊明市栄町南館 55

愛知朝鮮学園内 朝鮮高校無償化ネット愛知 金伸治 Tel:0562-97-1815 Fax:0562-97-1829

Mail: mushoukanet.aichi@gmail.com

ととり通信 20号

2018年6月17日 発行

発 行:朝鮮高校無償化ネット愛知

URL http://mushouka.aichi.jp/

e-mail: mushoukanet.aichi@gmail.com

FAX: 0562-97-1829

編 集:USM ~ 会合 ~ ウリハッキョサポートネットメンバーズ

デザイン:(株)アトリエ・ハル